

轉換社債型新株予約権付社債券に関する 有価証券上場規程の特例

轉換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例・・・・・・・・ 1

轉換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い・・・ 1

年賦課金早見表（轉換社債型新株予約権付社債券）・・・・・・・・・・・・ 11

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券 上場規程の特例

制定 昭 62.3.6
変更 平 4.7.1 4.10.12 7.1.1 8.1.1 10.6.1
10.12.1 11.3.1 11.11.10 12.3.1 12.5.11
13.4.1 13.11.26 14.3.1 14.4.1 15.1.14
15.4.1 15.5.8 16.12.13 18.2.1 18.5.1
19.7.1 19.9.30 20.4.1 21.1.5 22.4.1
令 5.3.13 6.3.8

(目 的)

第1条 この特例は、転換社債型新株予約権付社債券の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(平 4.10.12 14.4.1 18.2.1)

(定 義)

第1条の2 この特例において「転換社債型新株予約権付社債券」とは、新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。

(平 14.4.1 18.2.1 18.5.1)

(上場申請)

第2条 転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 本所所定の様式による有価証券上場申請書
- (2) 当該転換社債型新株予約権付社債の発行に係る信託証書及び社債管理委託契約書その他本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写

2 上場申請銘柄が、次条第3項第3号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)若しくは第6号(上場会社の新設分割に係る部分に限る。)又は第4項(上場会社の株式移転に係る部分に限る。)に該当する場合には、その発行者の設立前においても、同項第3号若しくは第6号に規定する新設合併、新設分割又は株式移転に係る上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が行うものとする。

3 前2項の規定により上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。

4 第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号又は第3号に定める書類

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券 上場規程の特例の取扱い

実施 昭 62.3.6
変更 平 1.2.1 4.4.1 4.10.12 5.4.1 7.1.1
8.4.1 10.6.1 10.12.1 11.3.1 11.11.10
13.4.1 13.11.26 14.4.1 14.7.1 15.1.1
15.4.1 18.2.1 18.5.1 21.1.5 21.11.16
27.5.1

のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

(平7.1.1 10.6.1 10.12.1 13.4.1 14.4.1
18.2.1 18.5.1 21.1.5 令5.3.13)

(上場審査基準)

第3条 転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。
- (2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。
 - a 発行額面総額が20億円以上であること。
 - b 新株予約権の行使の条件が適当でないと認められるものでないこと。

- c 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時まで取扱いの対象となる見込みのあること。
- d 額面金額が500万円、400万円、300万円、200万円、100万円、50万円又は10万円のいずれかであること。
- e 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の金融商品取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 上場申請銘柄の発行者の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。
- (2) 上場申請銘柄が、次のaからcまでに適合していること。
 - a 上場申請時において残存額面総額が3億

1. 上場審査基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第3条関係）

- (1) 第1項第2号bに規定する「新株予約権の行使の条件が適当でないと認められるもの」には、次のaからcまでのいずれかに掲げる転換価額の修正に関する事項が定められているものを含むものとする。
 - a 修正前の転換価額の適用開始日から修正後の転換価額の適用開始日までの期間が概ね6か月に満たないこと。
 - b 一の転換価額の修正に係る株価参照日（転換価額の修正に用いられる株価を参照する日をいう。次のcにおいて同じ。）の合計日数が5日に満たないこと。
 - c 修正後の転換価額を、株価参照日における株価の終値の平均値を下回る値段とすること（修正後の転換価額を、修正前の転換価額を上回る値段とする場合を除く。）。)
- (2) 第3条第1項第2号cに規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

円以上であること。

- b 当該銘柄が上場されている国内の他の金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当していないこと。
 - c 前項第2号bからeまでに適合するものであること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 上場会社又は上場会社の子会社が他の上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。

第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(2) 上場会社又は上場会社の子会社が国内の他の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の金融商品取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(3) 上場会社が他の会社に吸収合併される場合（第1号に該当する場合を除く。）又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（株券上場審査基準第4条第6項第1号又は第6条第4項第1号の適用を受ける新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該合併による解散により当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。

次のa及びbに適合していること。

- a 当該新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。
 - b 上場申請銘柄が第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。
- (4) 上場会社が他の上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、分割する上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該吸収分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。
- 第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。
- (5) 上場会社が国内の他の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該吸収分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の金融商品取引所において上場廃止されるものであるとき。
- 前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。
- (6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであって、当該非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき又は株券上場審査基準第4条第6項第5号若しくは第6条第4項第5号の適用を受けるとき。
- 次のa及びbに適合していること。
- a 当該非上場会社又は新設会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。
 - b 上場申請銘柄が第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。
- 4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の金融商品取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社（上場会社である場合に限る。）又は当該他の会社の親会社（上場会社である場合

に限る。)の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社又は当該他の会社の親会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券と引換えに上場申請銘柄の交付を受けることを希望するすべての者が当該交付を受けられること。
- (2) 第1項第2号bからdまでに掲げる基準に適合するものであり、かつ、第4条第2項第1号に掲げる基準に該当しないものであること。

(平 10.12.1 11.3.1 12.3.1 12.5.11 13.4.1
13.11.26 14.3.1 14.4.1 15.1.14 15.4.1
15.5.8 16.12.13 18.2.1 18.5.1 19.7.1
19.9.30 21.1.5 22.4.1)

(上場契約)

第3条の2 本所が転換社債型新株予約権付社債券を上場する場合には、当該上場申請に係る転換社債型新株予約権付社債券の発行者は、本所所定の転換社債型新株予約権付社債券上場契約書を提出するものとする。ただし、本所の上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が他の転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(平 13.4.1 14.4.1 18.2.1)

(上場廃止基準)

第4条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債型新株予約権付社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。

- (1) 転換社債型新株予約権付社債券上場契約について重大な違反を行った場合又は転換社債型新株予約権付社債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合
- (2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条第1項の各号又は第2条の2第1項の各号のいずれかに該当した場合(次号に該当する場合を除く。)
- (3) 株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合で、当該他の会社が上場会社であるとき又はその発行する株券が株券上場審査基準第4条第6項若しくは第6条第4項の規定により速やかに上場される見込みのあるとき。

2. 上場廃止基準の取扱い(転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係)

- (1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日(当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合は、取締

2 転換社債型新株予約権付社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

- (1) 上場額面総額が3億円未満となった場合
- (2) 新株予約権の行使期間が満了となる場合

役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を含む。）があつた旨及び株主総会の決議を行わないこととなつた旨について書面による報告を受けた日）とする。

- (2) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還又は取得を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。
- (3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなつた銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。
 - a 第4条第1項第2号又は第3号に該当することとなつた銘柄については、株券の上場廃止日と同日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。
 - aの2 第4条第1項第3号に該当することとなつた銘柄については、株券等の上場廃止日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。
 - b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第5号に該当することとなつた銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日）とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。
 - c 第4条第2項第2号に該当することとなつた銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して4日前（休業日を除外する。）の日とする。

- (3) 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が、当該銘柄について期限の利益を喪失した場合
 - (4) 吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る社債に係る債務が他の会社に承継される場合
 - (5) 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
 - (6) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合
- (平 7. 1. 1 8. 1. 1 10. 12. 1 11. 3. 1 11. 11. 10 12. 5. 11
13. 4. 1 13. 11. 26 14. 3. 1 14. 4. 1 15. 1. 14 18. 2. 1
18. 5. 1 21. 1. 5 22. 4. 1)

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第5条 上場転換社債型新株予約権付社債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、別添「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」により定める。

(平 20. 4. 1)

(特別注意銘柄の指定及び指定解除)

第6条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が特別注意銘柄に指定されている場合には、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を特別注意銘柄に指定することができる。

2 前項の場合において、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が特別注意銘柄から解除された場合に

d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して4日前(休業日を除外する。)の日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

e 第4条第2項第3号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

f 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄については、原則として、分割期日から起算して5日前の日

g 第4条第2項第6号に該当することとなった銘柄については、本所がその都度定める日

は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券についてもその指定の解除を行う。

(平 20. 4. 1 令 6. 3. 8)

(参考)

有価証券上場規程別表

第 3 債券その他の有価証券
別にこれを定める。

3. 新株予約権付社債券等の上場手数料及び年賦課金

(1) 上場手数料

- a 上場額面総額の 万分の 0.5
- b 上場手数料の計算は、各銘柄ごとにその上場日現在における額面総額を基準とする。
- c 上場手数料は、当該銘柄の上場日前に（新株予約権付社債券等特例第 2 条第 2 項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で会社設立後直ちに）納入するものとする。
- d 上場会社の合併などにより上場廃止された新株予約権付社債券等が上場廃止後 6 か月以内に上場される場合の上場手数料は、既に納入された額を限度として免除することができる。

(2) 年賦課金

- a 上場額面総額のうち
 - (a) 5 億円以下の金額につき 3 万円
 - (b) 5 億円を超え 20 億円以下の金額につき 1 億円以下を増すごとに 3 千円
 - (c) 20 億円を超え 60 億円以下の金額につき 2 億円以下を増すごとに 3 千円
 - (d) 60 億円を超え 100 億円以下の金額につき 5 億円以下を増すごとに 2 千円
 - (e) 100 億円を超える金額につき 100 億円以下を増すごとに 2 千円
- b 年賦課金の計算は、各銘柄ごとに、前年の 12 月末日現在における上場額面総額を基準とする。
- c 年賦課金は、年 2 回に分けて、2 月末日及び 8 月末日に、半額ずつを納入するものとする。
- d 6 月末日以前に上場された銘柄のその年の年賦課金については、上場日現在の額面総額を基準とし、その半額（2 月末日納入分）を免除する。
- e 7 月 1 日以後に上場された銘柄のその年の年賦課金は免除する。
- f 6 月末日以前に上場廃止された銘柄のその年の年賦課金については、その半額（8 月末日納入分）を免除する。
- g 第 4 条第 1 項第 2 号に該当し上場廃止され

た銘柄の年賦課金については、同号に該当することとなった日以降に到来する納入期の納入分を、有価証券上場規程第13条の規定により株券ともに上場廃止された銘柄の年賦課金については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する納入期の納入分を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)上場手数料dに該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年賦課金は、免除しないものとする。

付 則(平7.1.1)抄

2 平成5年10月1日前に決議があった転換社債券の上場を申請しようとする場合には、改正後の第2条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の1第3項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日において上場されている転換社債型新株予約権付社債券の発行者が、この改正規定の施行の日以後、最初に転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請する場合には、改正後の第3条の2ただし書きの規定は適用しない。

(平18.2.1)

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日前に募集の決議があった改正前の第1条の2に規定する転換社債型新株予約権付社債券は、改正後の同条に規定する

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の1第3項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

転換社債型新株予約権付社債券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成19年7月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年10月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 22 年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 27 年5月1日から施行する。

【参考】

年賦課金早見表
(轉換社債型新株予約権付社債券)

上場額面総額区分		年賦課金額	上場額面総額区分		年賦課金額	上場額面総額区分		年賦課金額	
億円超	億円以下	千円	億円超	億円以下	千円	億円超	億円以下	千円	
	5億円以下	30	36	～ 38	102	500	～ 600	161	
	5	～ 6	33	38	～ 40	105	600	～ 700	163
	6	～ 7	36	40	～ 42	108	700	～ 800	165
	7	～ 8	39	42	～ 44	111	800	～ 900	167
	8	～ 9	42	44	～ 46	114	900	～ 1,000	169
	9	～ 10	45	46	～ 48	117	1,000	～ 1,100	171
	10	～ 11	48	48	～ 50	120	1,100	～ 1,200	173
	11	～ 12	51	50	～ 52	123	1,200	～ 1,300	175
	12	～ 13	54	52	～ 54	126	1,300	～ 1,400	177
	13	～ 14	57	54	～ 56	129	1,400	～ 1,500	179
	14	～ 15	60	56	～ 58	132	1,500	～ 1,600	181
	15	～ 16	63	58	～ 60	135	1,600	～ 1,700	183
	16	～ 17	66	60	～ 65	137	1,700	～ 1,800	185
	17	～ 18	69	65	～ 70	139	1,800	～ 1,900	187
	18	～ 19	72	70	～ 75	141	1,900	～ 2,000	189
	19	～ 20	75	75	～ 80	143	2,000	～ 2,100	191
	20	～ 22	78	80	～ 85	145	2,100	～ 2,200	193
	22	～ 24	81	85	～ 90	147	2,200	～ 2,300	195
	24	～ 26	84	90	～ 95	149	2,300	～ 2,400	197
	26	～ 28	87	95	～ 100	151	2,400	～ 2,500	199
	28	～ 30	90	100	～ 200	153	2,500	～ 2,600	201
	30	～ 32	93	200	～ 300	155	2,600	～ 2,700	203

上場額面総額区分		年賦課金額	上場額面総額区分		年賦課金額	上場額面総額区分		年賦課金額
億円超	億円以下	千円	億円超	億円以下	千円	億円超	億円以下	千円
32	～ 34	96	300	～ 400	157	2,700	～ 2,800	205
34	～ 36	99	400	～ 500	159	2,800	～ 2,900	207